

ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会要綱

(目的及び設置)

第1条 ジェンダー平等・男女共同参画の総合的な推進に資するため、この市にふじさわジェンダー平等プラン推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) ふじさわジェンダー平等プランの推進に関し必要な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、ジェンダー平等・男女共同参画を推進するためには必要な事項

(委員)

第3条 協議会の委員の人数は、18人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) ジェンダー平等・男女共同参画に関する団体に属する者
- (3) 企業又は労働団体に属する者
- (4) この市が設置する審議会等の委員
- (5) 市民
- (6) その他市長が認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、議事その他の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、市長の要請に基づき、会長が招集する。

2 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第8条 会長は、専門的事項について審議する必要があると認めるときは、協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 部会長は、必要があると認めるときは、当該部会に諮って委員以外の者を部会に出席させて意見を聞くことができる。

7 第6条の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「部会」と、「市長」とあるのは「会長」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

8 部会長は、専門的事項の審議が終了したときは、その結果を会長に報告するものとする。

(審議結果の報告)

第9条 会長は、第6条第1項の要請に基づく審議を終了したときは、遅滞なく、市長に対し、当該審議の結果を報告しなければならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、ジェンダー平等・男女共同参画に関する事務の所管課において総括し、及び処理する。

(委任)

第11条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事

項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成元年10月1日から施行する。
- 2 第1期の委員の任期は平成4年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成4年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の第3条の規定により藤沢市女性行動計画推進協議会の委員として委嘱されていた者は、この要綱の施行の日に、改正後の第3条の規定により、ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年2月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の第3条の規定によりふじさわ男女共同参画プラン推進協議会の委員として委嘱されていた者は、この要綱の施行の日に、改正後の第3条の規定により、ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなさ

れる者の任期は、改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。